



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名： アリアケジャパン株式会社
代表社名： 代表取締役社長 田川 智樹
(コード番号 2815 東証第 1 部)
問合せ先： 経営管理室 部長 藤田 和裕
電 話 03 - 3791 - 3301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会に、定款一部変更の件を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また適切な人材を招聘できるよう、社外取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を定款第 21 条第 2 項に新設するものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	定款変更案
第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (新 設)	第 21 条 同 左 <u>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 20 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 20 日

以上